



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 組織情宣部
2024年1月25日 No.716

不規則な勤務であることから生活設計に配慮する必要がある

申第19号「休日明示・勤務等の変更時の取扱いの見直しに関する申し入れ」を提出

東日本ユニオンは9月12日、経営側より『変革2027』の実現に資する就業規則等の改正について』の提案を受け、2024年1月12日、解明の団体交渉をおこないました。

「休日明示を変更する場合の取扱い」及び「一旦指定した勤務及び休日等の取扱い」について、経営側は「融合と連携等による働き方の変化を踏まえ、女性社員の妊娠等の際の取扱いを見直した。非現業の企画業務の融合で打ち合わせなどをする機会が増え、その対応や内容が時代にそぐわないものなど、一旦指定した勤務と休日明示で統一されていないものを分かりやすくシンプルにするという観点も加えて見直している」との考えを示しました。

過去に乗務員の勤務において、行先地で勤務が開放され、一旦指定した勤務を変更し、翌日の勤務を指定することがありました。「非常災害」を適用しながら勤務変更ができてしまうことから「乗務員勤務における1勤務の原則を守る」ことに対して申し入れをおこないました。

解明団体交渉にて経営側は、

- ◆ 就業規則上も一旦指定した勤務・休日等は「任意に変更できない」という明記もある。
- ◆ 鉄道業務に従事いただくということで休日明示も2ヶ月前。
- ◆ 「非常災害と会社が判断した場合」とは、地震、津波、洪水、暴風、豪雨、台風など予測のつかない規模の災害であると考えている。
- ◆ 本社・支社に災害対策本部が設置された状況が非常災害に該当。支社・本社で判断する。
- ◆ 会社が社員の生活設計に配慮せずに任意で休日明示や勤務を変えないということ。安易に勤務変更ができるようにしているものではない。

判断する人によって左右されてはならない

**就業規則上も一旦指定した勤務・休日等は
任意に変更できないと明記されている！**

《申し入れ項目》

1. 乗務員勤務における1勤務の原則を守り、
行先地(所属勤務箇所、統括センターにおいては従来の区所を除く)
において勤務開放は行わないこと。